

つくば市ファミリー・サポート・センター事業等救急搬送時選定療養費助成  
金交付要綱

令和8年3月4日

つくば市告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）に定めるもののほか、つくば市ファミリー・サポート・センター事業等救急搬送時選定療養費助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 助成金は、ファミリー・サポート・センター事業等を利用中の乳児、幼児又は学齢児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）（以下「乳児等」という。）が救急車の要請（当該乳児等又はその保護者が要請した場合を除く。）により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者の経済的負担の軽減を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業等を提供する場においてためらうことなく救急車を要請することができる環境の確保に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「ファミリー・サポート・センター事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（つくば市子育て総合支援センターで実施するものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第14項各号に掲げる援助を行う事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）

(対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、ファミリー・サポート・センター事業等の利用中において乳児等が救急車の要請（当該乳児等又はその保護者が要請した場合を除く。）により救急搬送された際に生じた救急搬送における選定療養費を負担した者とする。

（交付額）

第5条 交付する助成金の額は、対象者が支払った救急搬送における選定療養費の額とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、救急搬送における選定療養費を支払った日から2年以内に、つくば市ファミリー・サポート・センター事業等救急搬送時選定療養費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に医療機関が発行した領収書及び診療明細書その他の救急搬送における選定療養費の支払が確認できる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（報告書の請求及び提出）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該乳児等にファミリー・サポート・センター事業等を提供した指定管理者等（つくば市子育て総合支援センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）又は児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業に係る委託を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、救急車要請報告書（様式第2号）による報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた指定管理者等は、市長に救急車要請報告書を提出しなければならない。

（交付・不交付の決定）

第8条 市長は、指定管理者等から前条第2項の規定による報告があったときは、第6条の申請書及び同項の報告書の内容を審査し、助成金を交付することを決定したときはつくば市ファミリー・サポート・センター事業等救急搬送時選定療養

費助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金を交付しないことを決定したときはつくば市ファミリー・サポート・センター事業等救急搬送時選定療養費助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第9条 市長は、助成金の交付の決定に際し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 市長が助成金について報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金の交付の条件に違反したとき。

ウ その他市長が助成金の交付の決定の全部又は一部を不相当と認めるとき。

(3) 前号の場合において既に交付した助成金があるときは、それを返還しなければならないこと。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第8条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。